

令和3年2月市議会環境経済委員会資料

第3号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算（第18号）

目次

【予算説明書ページ】 【ページ】

7款1項2目 商工振興費

1 中小事業者等一時金 24~25 1~3
2 商店街等にぎわい復活支援費 24~25 4~5

商 工 部
令 和 3 年 2 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24~ 25	7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	1-1	中小事業者等一時金	千円 2,364,700

1 概 要

新型コロナウイルス感染症の拡大が、昨年12月以降、第3波とも言われる急速な拡大を見せたことに伴い、国において緊急事態宣言が再発令され、対象区域における飲食店の営業時間短縮要請が出された。本県でも感染拡大による医療体制がひっ迫する状況下の1月16日、全県下に1月20日～2月7日までの間、飲食店に対する時短営業の要請がなされ、併せて長崎市には県独自の緊急事態宣言が発令されるとともに、市民に不要不急の外出自粛が呼びかけられた。

飲食店に対する営業時短要請と不要不急の外出自粛要請に起因して経営の安定に支障を生じている事業者は直接・間接の取引のある業種のみならず、幅広い業種に及んでいる一方で、時短要請対象の飲食業以外の業種に対しては協力金の措置がなく、現在のところ国の宣言区域以外には影響事業者への一時金等も措置されない見込みである。

よって今回、長崎市内の飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により直接・間接の影響を受けて、売上が減少した中堅・中小事業者を対象に、一時金を支給することにより、事業の継続と雇用の維持を支援する。

2 事業内容

(1) 対象事業者

長崎県の要請に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により直接・間接の影響を受け、売上が減少した市内の中堅・中小事業者

※営業時間短縮要請協力金の受給者は対象外

(2) 主な申請要件

令和3年1月又は2月の売上高が、対前年又は前々年同月比20%以上減少していること

(3) 支給額

ア 法人、個人ともに20万円（定額）

イ ただし、次の要件のいずれかに該当し、かつ令和3年1月又は2月の売上高が対前年又は前々年同月比50%以上減少している事業者は、30万円（定額）（県が10万円を負担）

(ア) 時短営業を実施した県内の飲食店と直接・間接の取引があること

(イ) 県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと

(ウ) 長崎市において時短営業の依頼に協力したこと

(4) 件数見込

市内事業者 16,956 (納税義務者) 事業者中、9,707 事業者
うち、上記(3)アに該当する事業者 5,732、イに該当する事業者 3,975

(5) 予算内訳

ア 一時金 2,338,900 千円
(ア) 5,732 事業者×20 万円=1,146,400 千円
(イ) 3,975 事業者×30 万円=1,192,500 千円
イ 事務費 25,800 千円
(ア) 消耗品費 300 千円
(イ) 振込手数料 1,100 千円
(ウ) 審査等委託料 21,000 千円
(エ) データ入力委託料 2,400 千円
(オ) 会場借上料 1,000 千円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 2,364,700	千円 1,646,589	千円 417,375	千円 -	千円 -	千円 300,736

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (単独)

※2 事業継続支援給付事業補助金

4 繰越明許費 予算説明書 34~35 ページ

7 款 商工費 1 項 商工費 2 目 商工振興費

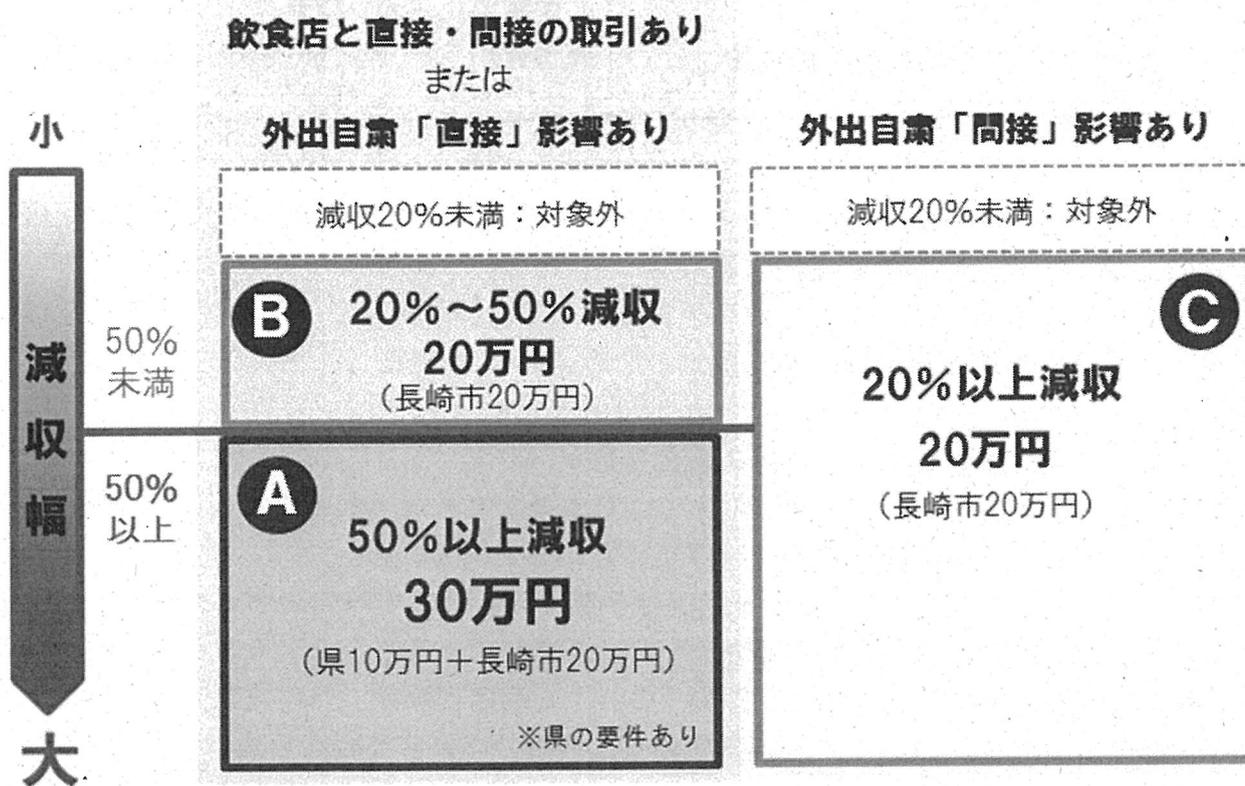
(1) 財源内訳

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
中小事業者等一時金	補正後 予算額	千円 2,364,700	千円 1,646,589	千円 417,375	千円 -	千円 -	千円 300,736
	支出 予定額	-	-	-	-	-	-
	繰越 明許額	2,364,700	1,646,589	417,375	-	-	300,736

(2) 繰越の理由

新型コロナウイルス感染症への対応として実施する事業が、年度内に完了しない見込みであるため。

中小事業者等一時金の支給イメージ



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24～ 25	7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	2-1	商店街等にぎわい復活 支援費	千円 20,000

1 概 要

新型コロナウイルス感染拡大により、失われた商店街や飲食店街等のにぎわいを復活させるため、これらの団体が実施する取組に対し支援するもの。

第7号補正（6月）にて計上した同予算については、予定していた15件の申請がっており、商店街の第二段の取組を支援するため、第13号補正（11月）にて追加の予算を計上した。

しかしながら、新型コロナウイルス感染者数が、昨年12月には第3波とも言われる急速な拡大をみせたことに伴い、国においては緊急事態宣言が再発令され、これに伴う「G・O・T・商店街事業」の全国一斉の一時停止措置がなされている。

今後、外出自粛の緩和、「G・O・T・商店街事業」の停止の解除の時期を見据え、商店街のにぎわい復活の取組を後押しするため、商店街等のニーズやこれまでの申請実績を踏まえ補助限度額を増額するとともに、国の「G・O・T・商店街事業」への積極的な申請を促すため、補助対象経費について、当該事業の自己負担分に要する経費を追加するもの。

2 事業内容

(1) にぎわい復活支援費補助金

商店街や飲食店等の団体が実施するにぎわい復活のための各種イベントや、顧客の獲得を目的として実施する事業について支援する。

ア 補助対象者

商店街や飲食店等の団体

イ 補助率

補助対象経費の9/10以内

ウ 補助限度額

2,000千円以内

エ 補助事業費

20,000千円（内訳：2,000千円×10件）

オ 補助対象経費

(ア) 広告宣伝費、消耗品購入費、会場借上料などイベントや顧客獲得を目的とする事業の実施に要する経費

(イ) 国の「G・O・T・商店街事業」採択を受け実施する事業の自己負担分に要する経費

3 財源内訳

事業費		財源内訳				
		国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前	千円 18,500	千円 10,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 8,500
補正額	20,000	20,000	—	—	—	—
補正後	38,500	30,000	—	—	—	8,500

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独）

4 繰越明許費 予算説明書 34～35 ページ

7 款 商工費 1 項 商工費 2 目 商工振興費

(1) 財源内訳

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
商店街等にぎわい復活支援費	補正後 予算額	千円 38,500	千円 30,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 8,500
	支出 予定額	8,500	—	—	—	—	8,500
	繰越 明許額	30,000	30,000	—	—	—	—

(2) 繰越の理由

補助事業者が行う賑わい復活に係る事業が年度内に完了しない見込みであるため。